

宮労発基 1 1 1 0 第 5 号
平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日

公益社団法人 宮城県トラック協会
会 長 殿

宮城労働局長



「荷役作業時における労働災害のない現場づくりに向けた共同アピール」
の策定について

日頃より、労働行政に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当宮城労働局管内における陸上貨物運送業における労働災害の死傷者数（休業4日以上）は、本年9月末現在、213人と昨年同期と比べほぼ横ばいの状況となっており、高水準に推移しています。

また、当局における第12次労働災害防止計画（平成25年から平成29年までの5か年間）最終年の目標については、平成24年と比べ15%減を掲げていますが、平成27年では3%の減少に留まっており、当該計画が平成25年からスタートして現在までに、死亡者数は延10人に達し、死傷者数は延1,100人を超えている現状となっています。

本年における災害の内訳をみると、全体の約7割が荷役作業時に発生しており、うち6割強が荷主・配送先・元方事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場構内で発生し、その要因としては、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、相互の連絡調整が図られていないことなどが挙げられます。

したがって、荷役災害防止については、陸運事業者と荷主等との連絡調整が重要であり、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け、基発0325第1号）」を示して、荷主等及び陸運事業者が連携し、労働災害防止に向けた一層の取組推進を求めています。

つきましては、荷主団体、陸運事業者団体、災害防止団体及び当労働局との連名による「共同アピール」を策定し、連携した取組を行いたいと考えておりますので、趣旨をご理解いただき、当該取組への御賛同をいただきますようお願いいたします。御賛同いただいた際には、別添1「共同アピール」、及び別添2「荷主等（荷主・配送先・元方事業者）の皆さまへ」の発出につきまして、ご承知いただきますようお願いいたします。

なお、「共同アピール」による連携の取組として、荷主等構内における荷役作業環境改善のための研修会やパトロールの実施及びリーフレットの配布等をお願いするとともに、荷役作業環境改善に係る好事例を把握した際には、当面の間、当局担当官あて情報提供いただきますようお願いいたします。

担当官

宮城労働局労働基準部健康安全課

産業安全専門官 大山 晶弘

TEL022-299-8839 FAX022-295-3668

荷役作業時における労働災害のない現場づくりに向けた共同アピール

宮城労働局管内における陸上貨物運送業における労働災害の死傷者数(休業4日以上)は、本年9月末現在、213人と去年同期と比べほぼ横ばいの状況となっており、近年、高水準で推移しています。

また、宮城労働局における第12次労働災害防止計画の目標は、平成24年と比べ15%減を掲げていますが、平成27年では3%の減少に留まり、当該計画がスタート(平成25年)して以来、死亡者数が延10人に達し、死傷者数は延1,100人を超えている現状となっております。

本年における災害の内訳をみると、全体の約7割が荷役作業時に発生しており、うち6割強が荷主・配送先・元方事業者等(以下「荷主等」という。)の事業場で発生し、その要因としては、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、相互の連絡調整が図られていないことなどが挙げられます。

荷役災害の防止については、荷主等及び陸運事業者団体、災害防止団体及び労働局が一体となって一層の連携・協働を図っていくことが重要であるから、私たちは、第12次労働災害防止推進計画の4年目に当たり、以下の点に留意して、荷役労働災害防止に向けた一層の取組推進のための働きかけを行っていきます。

1 労働災害防止のため荷主等と陸運事業者との安全衛生を協議する場の設置

荷主等と陸運事業者は、荷主等の管理する事業場での荷役作業の安全確保を図るために、双方の協議の場を設け、互いに荷役作業についての連絡調整を十分に行うこと。

2 荷役作業における役割分担の明確化

荷主等と陸運事業者は、荷主等の事業場での陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担など作業環境に関する情報について、「安全作業連絡書(裏面参考例)」等を使用して、事前に陸運事業者への通知を行うこと。陸運事業者は、荷主等の作業環境を把握し、安全上の確認事項として事前に労働者に伝えておくこと。

3 荷役作業を行わせるときの墜落防止対策の実施

荷主等は、荷主等が管理する施設について、陸運事業者にトラック荷台での荷役作業を行わせる場合は、できる限り荷台の周囲に墜落防止柵、作業床(台)など墜落・転落防止のための設備・施設を提供し、これを陸運事業者に使用させること。陸運事業者は、労働者にトラック荷台での荷役作業を行わせる場合は、事前に安全衛生教育を実施し、当該墜落防止施設・設備を適切に使用させること。

4 陸運事業者がフォークリフトや玉掛け作業を行うときの資格確認や安全確保の徹底

陸運事業者は、自社労働者にフォークリフトや玉掛け作業を行わせるにあたり、運転技能講習修了証等必要な資格を持っている者を就かせること。荷主等は、陸運事業者の労働者が必要な資格を持っているか、あらかじめ資格の有無を確認すること。

(無資格就労の禁止徹底)

5 荷主側と陸運事業者が共同で荷役作業を行う時の安全対策の実施

荷主等と陸運事業者は、共同で荷役作業を行う時は、合同でリスクアセスメントを実施し、適切なリスク低減措置を講じた作業手順書を策定し、これにより作業を行わせること。

平成28年11月10日

公益社団法人 宮城労働基準協会
公益社団法人 宮城県トラック協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部
宮 城 労 働 局

(参考)

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主と配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外	
	1. 荷主専用荷捌き場 2. トラクターミナル 3. その他()		1. 荷主専用荷捌き場 2. トラクターミナル 3. その他()	
積荷	品 名			
	危険・有害性	有 ・ 無 ()		
	数 量			
	総 重 量	kg(kg/個)		
	積 付	1. パラ 2. パレタイズ 3. その他()		
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 陸運業者側 3. 荷主・陸運業者共同	作業の分担	1. 荷主側 2. 陸運業者側 3. 荷主・陸運業者共同
	作業員数	名	作業員数	名
	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他()	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	
その他特記事項		※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。		